

⑤ その他の支援策

(1) キャリア形成促進助成金の特例措置

被災地等の事業主が被災前から開始していた職業訓練について、被災により訓練の修了が困難となった場合でも、それまでに訓練に要した経費、賃金などは助成の対象となります。

支給申請などを期限内にできない場合は、後日、理由を添えて申請することができます。詳しくは、都道府県労働局にお問い合わせください。

(2) 中小企業退職金共済制度の特例措置

一般の中小企業退職金共済制度については、掛金の納付期限の延長手続の簡素化や、後納による割増金の免除などを行っています。

一般の中小企業退職金共済制度および特定業種（建設業・清酒製造業・林業）退職金共済制度について、紛失した共済手帳の再交付などを行っています。

※詳しくは、

一般の中小企業退職金共済制度 TEL:0120-953-681

特定業種退職金共済制度 TEL: 0120-221-320

または勤労者退職金共済機構ホームページ <http://www.taisyokukin.go.jp/>

(3) 障害のある方の雇用に関する相談

被災地の「障害者職業センター」に、障害のある方の雇用に関する特別相談窓口を設置し、さまざまな相談・不安にお応えしています。

※詳しくは、高年齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

(<http://www.jeed.or.jp/information/info110404-01.html>)をご覧ください。

◆雇用・労働関係の支援について、詳しくは、
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）まで
何でもお気軽にご相談ください。

◆厚生労働省ホームページでも、関連の情報を掲載しています。

厚生労働省トップページ (<http://www.mhlw.go.jp>) から、「東日本大震災関連情報・厚生労働省からのお知らせ」→「雇用・労働」とお進みください。

※中小企業の公的な融資や保証に関するご相談は、以下へお問い合わせください。

日本政策金融公庫 平日(9:00~19:00) 0120-154-505

土日祝(9:00~17:00) 0120-327-790(中小企業事業)、0120-220-353(国民生活事業)

商工組合中央金庫 平日 0120-079-366 土日祝 0120-542-711

沖縄振興開発金融公庫 098-941-1795 信用保証については、最寄りの信用保証協会まで。

どこに相談したらよいのかお困りの方は、中小企業電話相談ナビダイヤル(0570-064-350)まで。

被災されてお困りの事業主の方へ

震災に伴う雇用・労働関係の支援策のご案内

1

従業員の雇用
について
相談したいのですが
...

2

休業中の従業員の
補償は、どうしたら
いいですか...

3

労働保険料などが
支払えません...

4

従業員が仕事中に
被災しました...



① 従業員の雇用について相談したいのですが・・・

助成金などの相談はハローワークにお越しください。
労災補償などの相談は労働基準監督署にお越しください。

ハ ハローワークの「特別相談窓口」が、各種助成金の支給申請などの相談にお応えします。

全国のハローワークでは、被災者を対象とした求人や、社宅・寮付きの求人の確保に取り組んでいます。こうした求人のお申込みをぜひお願いします。また、ハローワークなどの紹介により被災者を雇い入れた事業主の方は助成金（中小企業90万円、大企業50万円）を受けることができます。

基 都道府県労働局や労働基準監督署に開設された「緊急相談窓口」が、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えします。

② 休業中の従業員の補償は、どうしたらいいですか・・・

雇用調整助成金や雇用保険の失業給付を使いやすくしました。

基 従業員を休業させるときには、できるだけ従業員の不利益にならないよう努力をお願いします。地震の影響で休業する場合の手当の支払いなどについての「Q & A」を労働基準監督署で用意していますので、参考にしてください。

※厚生労働省ホームページにも掲載しています。

トップページ「東日本大震災関連情報・厚生労働省からのお知らせ」> 雇用・労働 > 雇用についての企業への支援措置 > 「雇用調整助成金」

※当面の資金繰りにお困りの場合には、融資や信用保証などの中小企業支援策があります。相談窓口については、裏面をご覧ください。

基 被災に伴う経済上の理由で休業し、従業員に休業手当を支払うときには、雇用調整助成金を受けることができます（中小企業の場合、原則として手当の8割を助成）。災害救助法適用地域（東京都を除く）に所在する事業所などに対しては、受給しやすいよう要件の緩和もするとともに、これまでの支給日数にかかわらず1年間で最大300日利用できるようにしました。

ハ

※特例として、被災地域の事業所などと一定規模以上の取引がある関連事業主に加え、関連事業主と一定規模以上の取引がある事業主（2次下請けなど）も対象となっています。

※新卒者など、雇用保険の被保険者期間が6ヶ月未満の人も雇用調整助成金の対象とします。

ハ 震災で休業し、従業員の給料を支払えない場合には、従業員は離職していなくても失業給付が受けられます。災害により事業が休業し、事業再開後の再雇用を前提に一時的に離職した場合でも、失業給付が受けられます。

※失業給付の給付日数は現行制度でも原則60日分延長していますが、今回、これに加えて、さらに60日分を延長することとしました。

◆ ※さらに被災3県の沿岸地域と原発の警戒区域・計画的避難区域の市区町村は、90日分を延長します。

- 基** → 最寄りの労働基準監督署にご相談ください。
ハ → 最寄りのハローワークにご相談ください。

◆ → 新しいお知らせ

③ 労働保険料などが支払えません・・・

保険料の免除、納付期限の延長などを行っています。

- 基**
- ① **被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県の災害救助法適用市町村など）**の事業所において、震災の被害により、従業員に対する賃金の支払に著しい支障が生じている場合などに、申請に基づいて、労働保険料、社会保険料の免除を行います（最長で平成23年3月から24年2月まで）。
 - ② ①の要件に該当しない場合でも、労働保険料、社会保険料などの納付期限を、以下のとおり延長しています。
 - ㊦岩手県、宮城県、福島県の一部の市町村の事業主の方は、**手続きなしで、自動的に納付期限を延長**しています。
 - ① ㊦以外の地域の事業主の方も、震災により財産に相当な損失を受けたときには、申請に基づいて、1年以内の期間、納付の猶予を受けることができます。
(※障害者雇用納付金も同様の取扱いをしています(㊦は対象市町村に主たる事務所がある事業主が対象)。詳しくは高齢・障害・求職者雇用支援機構(043-297-9651)にお問い合わせください。)
- ※社会保険料については、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

④ 従業員が仕事中に被災しました・・・

労災保険による給付を受けられます。

- 基** 従業員が仕事や通勤中に、地震や津波により負傷・死亡した場合には、ご本人や遺族の方は**労災保険による給付を受けられます**。
- ※行方不明となっている方がいる場合、ご家族の申請があれば、震災後3か月で死亡推定し、遺族補償給付等を速やかに支給します。

◆ ※労災保険のメリット制については、地震や津波に伴う保険給付を行った場合でも、個々の事業場の労災保険率等の算定に反映させないこととしています。

労災診療や休業補償の請求にあたって、事業主や病院などの証明が困難な場合は、**証明がなくても請求することができます**。

どのような場合に給付を受けられるかなどの「Q&A」を、労働基準監督署で用意していますので、ご利用ください。

- ※「Q&A」は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。
トップページ「東日本大震災関連情報・厚生労働省からのお知らせ」>「雇用・労働」>「労働条件・労災のご相談」>「労災保険の請求などについてのQ&Aはこちら」